

※ 交付対象者が控除対象配偶者及び扶養親族等の場合は、扶養者が非課税である者に限られます。

※ (2)～(4)の該当要件は、昨年12月に支給した「臨時福祉特別給付金」の支給要件とほぼ同様です。

交 付 額

(1) の交付対象者 15歳以下の児童一人につき 2万円

(2)～(4)までの交付対象者 2万円

2, 地域振興券について

- ① 地域振興券の額面は、1,000円で、地域振興券の取扱店として町に登録された店舗等で買物をした場合に使用できます。
ただし、つり銭は支払われません。
(地域振興券の取扱店であるか確認してから使用して下さい。)
- ② 地域振興券は、公共施設の使用料、NHK受信料、水道料金、電気料金の支払い及び切手・はがき、商品券、宝くじ等の購入には使用できません。
- ③ 地域振興券を交換・譲渡及び売買することはできません。
- ④ 交付開始の日から6ヶ月間(9月20日まで)に限り使用できます。
- ⑤ 交付された本人及び代理人・使用者に限り使用できます。